○東北地方整備局告示第百五十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、鳴瀬川水系鳴瀬川、吉田川、鞍坪川、多田川及び竹林川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局、同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年三月十五日東北地方整備局告示第三十七号、平成十九年三月十九日東北地方整備局告示第三十九号、平成二十二年八月六日東北地方整備局告示第百二十五号及び平成二十二年八月六日東北地方整備局告示第百二十六号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○東北地方整備局告示第百六十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、北上川水系北上川、旧北上川、江合川、新江合川、二股川、砂鉄川、磐井川、人首川、胆沢川、和賀川、豊沢川、猿ヶ石川、雫石川及び中津川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局、同局岩手河川国道事務所及び同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年六月二十八日東北地方整備局告示第七十八号、平成十七年十二月二十七日東北地方整備局告示第百三十三号、平成二十一年三月九日東北地方整備局告示第十五号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十四号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十五号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十六号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十七号、平成二十三年一月十九日東北地方整備局告示第十号、平成二十三年一月十九日東北地方整備局告示第十一号及び平成二十六年十月九日東北地方整備局告示第百四十三号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○関東地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目八〇七番三地先から同市国分一丁目八〇七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市菅野二丁目二八二番一一地先から同市菅野二丁目一七六番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市国分一丁目八〇七番三地先から同市国分一丁目八〇七番二地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月一日

○関東地方整備局告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市菅野二丁目二八二番一一地先から同市菅野二丁目一七六番一〇まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月一日

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	山梨県南都留郡山中湖村山中字薮木一九四番地先から同村山中字薮木二一二番三六地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

○関東地方整備局告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　百三十八号	山梨県南都留郡山中湖村山中字薮木一九四番地先から同村山中字薮木二一二番三六地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所